

人 少 発 第 2 6 3 号
令 和 8 年 6 月 1 9 日

高 知 県 建 設 業 協 会 会 員 各 位

高知県警察本部生活安全部
人 身 安 全 ・ 少 年 課 長
(公 印 省 略)

「闇バイト防止」チラシの送付について（依頼）

平素から、警察業務の各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、若者が匿名・流動型犯罪グループに関与し、凶悪な犯罪を実行する事案が相次いでおりますが、当課では、高知県内の若者がこのような犯罪に巻き込まれることのないよう、犯罪実行者募集情報等に応じて匿名・流動型犯罪グループに関与することの危険性について県民に広く周知し、理解を促したいと考えております。

つきましては、闇バイト防止に関するチラシを送付しますので、若手従事者（10代～20代）への配付をお願い申し上げます。

また、闇バイトを通じて犯罪実行行為に加担した者の事例及びその後の状況等に関する資料（教養担当者様向け）を添付いたしますので、本資料をご一読いただき、具体的な事例を交えながら若手従事者への注意喚起を行うとともに、チラシの配付等を通じて、闇バイトの危険性について周知していただきますようお願い計らいのほどお願いいたします。

(担当)

高知県警察本部生活安全部
人 身 安 全 ・ 少 年 課 國 安
(代 表) 0 8 8 - 8 2 6 - 0 1 1 0
(内 線) 3 0 6 4

今後の幸せな人生のために

～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき **5** つのこと～

警察庁・文部科学省・こども家庭庁

1. 必ず捕まります

逮捕されるまでこき使われます。

強盗をして人が亡くなれば死刑か無期拘禁刑。見張り役でも同罪です。闇バイトを他の人に紹介しただけでも捕まります。

2. 先輩、友達からの誘いでも応じてはいけません

犯行グループは、誰でもいいから身代わりとなる都合のいい使い捨てを求めています。お金が払われると思ったら大間違いです。未成年だから罪が軽いなんてことはありません。

3. 銀行口座やスマホを売ってはいけません

通帳やキャッシュカードを売ることは犯罪です。

二度と銀行口座を作れません。

スマホやSIMカードを勝手に売ることも犯罪です。

4. 外国に渡航すれば、二度と戻れなくなるかもしれません

監禁され、暴力を振るわれることもあります。命を落とすかもしれません。

5. 今ならまだ引き返せます

個人情報を送ってあなたや家族の安全を脅かされても、すぐに110番してください。警察はあなたと周りの方の安全を必ず守ります。

今後の幸せな人生のために

～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき 5 つのこと～



警 察 庁

1 必ず捕まります

逮捕されるまでこき使われます。

強盗をして人が亡くなれば死刑か無期拘禁刑。見張り役でも同罪です。

闇バイトを他の人に紹介しただけでも捕まります。

たった一度でも「闇バイト」に手を染めれば、最後には必ず警察に検挙されます。なぜなら、脅し等により、警察に逮捕されるまで使われ続けるからです。

【警察は犯人を必ず捕まえます】

匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる犯罪（※）について

警察では、令和7年中に **1万2000人以上** を検挙。

このうち少年は **1300人以上** を検挙しています。

（※）匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる犯罪のうち、資金獲得犯罪（詐欺、窃盗、薬物事犯、強盗、風営適正化法違反等）の検挙人員は12,178人（うち少年1,322人）。

関東1都3県において発生した一連の強盗事件では、

18事件中18事件55名（のべ93名） を逮捕。

指示役4名と、**全ての事件で全ての実行役** を逮捕しています。

【重い刑罰が待っています】

○刑法 第240条（強盗致死傷）

強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の拘禁刑に処し、**死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑**に処する。

【「少年だから」では済まされない】

東京都狛江市の住宅で女性に暴行を加えて死亡させた上、高級腕時計など4点を奪うなどとした**犯行当時19歳**の実行役は**懲役23年の実刑**判決を受けました（東京地裁）。

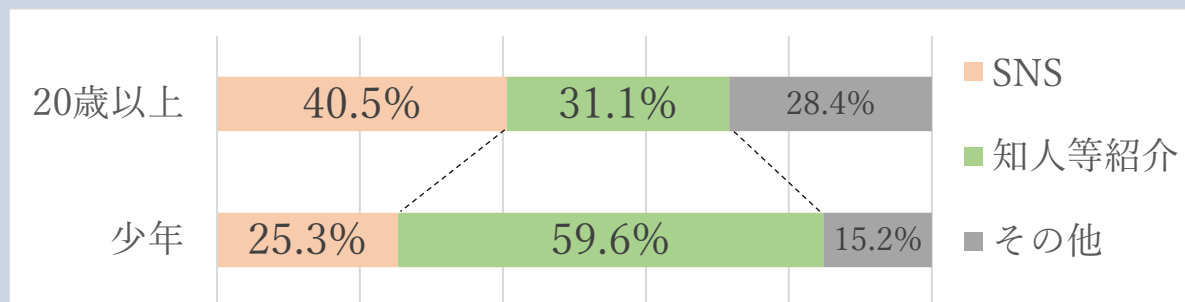
2 先輩、友達からの誘いでも応じてはいけません

犯行グループは、誰でもいいから身代わりとなる都合のいい使い捨てを求めています。お金が払われると思ったら大間違いです。

未成年だから罪が軽いなんてことはありません。

【先輩や友達からの誘いでも絶対にやってはいけません】

○特殊詐欺の受け子等になった経緯（令和7年）



少年では**約6割**が知人等からの紹介がきっかけ

（20歳以上と比較して高い割合）

SNS上でつながった知らない人からの誘いはもちろん、親しい先輩や友達からの紹介であったとしても、絶対に応じてはいけません。

（友達から誘われた事例）

○少年は、闇バイトをしていた同級生に誘われて別の友達を誘って闇バイトに参加。指示役からの指示を受け、住宅の窓ガラスを割って侵入し、住人の男性を殴って怪我を負わせた。少年らは強盗致傷罪で逮捕された。

○金に困った少年が、地元の先輩に相談したところ、「闇バイト」を紹介され、窃盗目的で建物に入るも失敗。

失敗を責められ、共犯者から車で連れ回された上、「納得がいくお金を払うまで、家には帰らせない」「お金を払えないならカンボジアに連れて行く」などと現金を脅し取られた。

【お金を払われると思ったら大間違い】

少年は、友達から「一緒に仕事してくれないと俺が殺される。殴られて鼻を折られた」などと闇バイトに誘われた。少年は、報酬が支払われる約束のもと、特殊詐欺の受け子を行ったが、報酬は一切支払われなかった。

3 銀行口座やスマホを売ってはいけません

通帳やキャッシュカードを売ることは犯罪です。

二度と銀行口座を作れません。

スマホやS I Mカードを勝手に売ることも犯罪です。

銀行口座の売買は犯罪です。話を持ちかけられても、絶対に応じてはいけません。最初は単なる儲け話でも、犯行グループから逃れられなくなります。

【銀行口座を売ろうとして巻き込まれたトラブル】

少年はS N Sで知り合った男と、新しく口座を作って売る約束をして、口座を開設した。

その後その男の仲間から「口座を売らなかった時の担保として5万円をくれ」などと要求され、別の仲間からは「金をどうにかして用意しろ」「個人情報さらすぞ」と脅されるなどトラブルに発展した。

少年の寝室にあった銀行の封書を母親が見つけたことで口座開設が家族に発覚したため、少年は正直に事情を話し、警察に相談することとした。

【S I Mカードを不正に転売した事例】

中学生や高校生のグループが携帯電話会社のシステムに不正にログインし、多くのS I Mカードを不正に契約して転売し、そのうちの一部が詐欺事件に利用された。中学生らは逮捕された。

4 外国に渡航すれば、二度と戻れなくなるかもしれません

監禁され、暴力を振るわれることもあります。命を落とすかもしれません。

海外で儲かる仕事に誘われ、海外渡航した結果、犯罪に加担させられる事案が発生しており、脅迫・監禁されることもあります。内容に合わない高額な報酬が提示されるなど、少しでも怪しいと思う仕事には、一切応じないでください。

【海外渡航した人が証言した、悲惨な現実】

○連れて行かれた詐欺拠点は塀が高く有刺鉄線が張り巡らされていた

出入口には銃を持つ警備員がおり、自由に出入りはできない状態であった

○スマホもパスポートも取り上げられた

○マシンガンで武装した者が監視する建物に連れて行かれ、詐欺をさせられた

○ノルマが課され、出来なければスタンガンで暴行される人がいた

○詐欺をやりたくないと言ったら

- ・ 逃げて暴行を受けた日本人の写真を見せられ脅された
- ・ 拳銃や警棒を持って脅された
- ・ 「お前の右腕を落として監禁する」、「臓器を売るぞ」、「家族を殺す」と脅された
- ・ 暴行を受けて骨折した

○ミスをするともアルコールをかけられ火をつけられた

○睡眠薬を大量に入れたビールを飲ませられ泡を吹いて壁に頭を打ちつけられた

○自分が吐いたご飯を食べさせられた

○ぼこぼこに殴られ血を流しながら土下座をさせられた



（左）詐欺拠点の門扉



（右）犯行グループが渡航者から没収していた携帯電話、パスポート、身分証等

5 今ならまだ引き返せます

個人情報を送ってあなたや家族の安全を脅かされても、すぐに 110 番してください。警察はあなたと周りの方の安全を必ず守ります。

○「闇バイト」に応募したら、身分証や自分の顔写真等を送るよう求められます。送信してしまうと、指示に従わなければ自分や家族に危害を加えるなどと脅迫され、逃れられずに犯罪に加担させられるケースが多くあります。

○自分や家族の身が脅かされたら、あるいは自分自身が犯罪に巻き込まれそうだと気づいたら、すぐに相手から逃げ、110 番通報してください。

○警察ではそうした方等から相談があった場合には、必ず保護し、皆さんやご家族の安全を確保します。

【警察による保護措置】

保護の呼び掛けを実施して以降（令和 6 年 10 月～）、多くの人が警察に通報・相談し、警察では

699 件の保護措置を講じています（令和 8 年 5 月末時点）。

当事者の年代別の割合では、

10 代が全体の**約 3 割**、

20 代が全体の**約 4 割**となっています。

これまで保護された方々は、**誰 1 人として襲われていません**。

【参考資料】

○警察庁ウェブサイト

いわゆる「闇バイト」の危険性について

●URL：<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>



・注意喚起資料（警察庁、文部科学省、こども家庭庁作成）

それ、「バイト」ではなく、「犯罪」です！！

●URL：<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/R0612syonen.pdf>



・事例集（警察庁作成）

犯罪実行者募集の実態 ～少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実～

●URL：<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf>

